

議案第十一号

港区療養資金貸付条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区療養資金貸付条例を廃止する条例

港区療養資金貸付条例（昭和四十八年港区条例第十四号）は、廃止する。

付 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に貸し付けている療養資金については、この条例による廃止前の港区療養資金貸付条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

療養資金貸付制度を廃止するため、本案を提出いたします。